

特定非営利活動法人亀岡子育てネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人亀岡子育てネットワークという。略称を亀岡子育てネットという

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府亀岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子育ての経験者や当事者が様々な人と関わり合いながら、すべての人にとって、子どもを生み育てやすく子どもが暮らしやすい地域づくりをすることによって、いきいきと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
5. 子どもの健全育成を図る活動
6. 情報化社会の発展を図る活動
7. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
8. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 1. 子育て情報の提供

2. 子育てをしている人、子ども、妊婦が集う場作り
3. 子育てをしている人などが社会とつながるためのチャレンジ事業
4. 子どもを生み育てやすく子どもが暮らしやすいまちづくり・啓発・提言事業
5. 妊婦から青年期を見据えた統括的な子育て支援事業
6. 子育て支援者のネットワーク作り事業
7. 親支援の学習機会の事業
8. 児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業
9. その他第3条の目的を達するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 利用会員 この法人の目的に賛同し、法人の事業を利用する個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、金銭的援助をする個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及び利用会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
2. 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。なお理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電子的記録により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、電磁的方法又は書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前2項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(電磁的方法及び書面による表決者又は表決委任者にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 会費の額
- (5) 借入金、その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について電磁的方法または書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（電磁的方法及び書面による表決者は、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 田中美賀子

副理事長 隅田恵子

理事 笹島美知子

同 田中裕恵

同 茨木紀味代

同 多胡麻衣

監事 深尾昌峰

同 出井美智子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2010年5月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日からその事業年度末までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
 - ・年会費 1000円
 - (2) 利用会員
 - ・年会費 2000円
 - (3) 賛助会員
 - ・年会費 1000円／口 1口以上

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

令和7年度の事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人亀岡子育てネットワーク

1 事業実施の方針

今年度も引き続き子育て家庭が地域とつながり、親子がともに育ちあいができる環境を目指して活動していきたい。

多様化する生活の中で子育てをする難しさに直面している保護者に今まで以上に、寄り添った支援を行っていきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額(概算)(単位:千円)
子育てをしている人、妊婦が集う場作り	【亀岡市委託事業】 地域子育てひろば 「親と子のほっこりスペース ゆりかごひろば」	(A) 月～金 10時～15時 (B) ゆりかごひろば (C) 4人	(D) 未就園児家庭 (E) 2950人	6832
子育てをしている人などが社会とつながるためのチャレンジ事業	【亀岡市補助事業】 一時保育「りとおぼ」	(A) 月～金 9時～17時 (B) 当事務所 (C) 5人	(D) 生後6か月～未就学児 (E) 600人	3900
	出張保育「あったかmam」	(A) 随時 (B) 依頼先 (C) 5人	(D) 生後6か月～未就学児 (E) 10人	20
	マザーズジョブカフェ 「ママさんコンシェルジュ」 南部巡回相談	(A) 毎月第2金曜日 10時～15時(予約制) (B) 当事務所とゆりかごひろば (C) 1人	(D) 子育て中の母親 (E) 20人	18
妊婦から青年期までを見据えた統括的な子育て支援事業	【亀岡市委託事業】 利用者支援事業(基本型)	(A) 月～金 10時～16時 (B) 当事務所とゆりかごひろば (C) 2人	(D) 子育て中の人 (E) 250件	5081

	ゆりかごひろば亀岡駅前	(A) 毎週水曜日 10時～14時 (B) 当事務所 (C) 1人	(D) 未就園児 家庭 (E) 200人	
	子育て情報配信メルマガ LINE 配信	(A) 毎週金曜日 (B) 当事務所 (C) 1人	(D) 亀岡市内 の子育て 家庭 (E) 1200人	
親支援の学習 機会の事業	こどもの心が育つ親子 room 「COCO いく」	(A) 主に金曜日 10時～12時 (B) 当事務所 (C) 1人	(D) 未就園児 家庭 (E) 100人	180

【審議会・委員会】

- ・ 亀岡市男女共同参画審議会
- ・ 亀岡市行政改革推進委員会
- ・ 亀岡市まちづくり協働推進委員会
- ・ 亀岡市子ども・子育て支援会議
- ・ セーフコミュニティかめおか 乳幼児の安全対策委員会委員
- ・ セーフコミュニティかめおか 防災対策委員会委員
- ・ 亀岡市上下水道事業経営審議会
- ・ 世界に誇れる環境先進都市かめおか協議会委員
- ・ かめおか環境賞選考部会
- ・ 保津川かわまちづくり推進協議会

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人亀岡子育てネットワーク

1 事業実施の方針

今年度も引き続き子育て家庭が地域とつながり、親子がともに育ちあいができる環境を目指して活動していきたい。

多様化する生活の中で子育てをする難しさに直面している保護者に今まで以上に、寄り添った支援を行っていきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額(概算)(単位:千円)
子育てをしている人、妊婦が集う場作り	【亀岡市委託事業】 地域子育てひろば 「親と子のほっこりスペース ゆりかごひろば」	(A) 月～金 10時～15時 (B) ゆりかごひろば (C) 4人	(D) 未就園児家庭 (E) 2950人	6832
子育てをしている人などが社会とつながるためのチャレンジ事業	【亀岡市補助事業】 一時保育「りとおぽ」	(A) 月～金 9時～17時 (B) 当事務所 (C) 5人	(D) 生後6か月～未就学児 (E) 600人	3900
	出張保育「あったかmam」	(A) 随時 (B) 依頼先 (C) 5人	(D) 生後6か月～未就学児 (E) 10人	20
	マザーズジョブカフェ 「ママさんコンシェルジュ」 南部巡回相談	(A) 毎月第2金曜日 10時～15時(予約制) (B) 当事務所とゆりかごひろば (C) 1人	(D) 子育て中の母親 (E) 20人	18
妊婦から青年期までを見据えた統括的な子育て支援事業	【亀岡市委託事業】 利用者支援事業(基本型)	(A) 月～金 10時～16時 (B) 当事務所とゆりかごひろば (C) 2人	(D) 子育て中の人 (E) 250件	5081

	ゆりかごひろば亀岡駅前	(A) 毎週水曜日 10時～14時 (B) 当事務所 (C) 1人	(D) 未就園児 家庭 (E) 200人	
	子育て情報配信メルマガ LINE 配信	(A) 毎週金曜日 (B) 当事務所 (C) 1人	(D) 亀岡市内 の子育て 家庭 (E) 1200人	
親支援の学習 機会の事業	こどもの心が育つ親子 room 「COCO いく」	(A) 主に金曜日 10時～12時 (B) 当事務所 (C) 1人	(D) 未就園児 家庭 (E) 100人	180
児童福祉法に 基づく乳児等 通園支援事業	【亀岡市補助事業】 乳児等通園支援事業	(A) 月～金 (B) 当事務所 (C) 5人	(D) 生後6ヶ 月～3歳 未満 (E) 480人	2919

【審議会・委員会】

- ・ 亀岡市男女共同参画審議会
- ・ 亀岡市行政改革推進委員会
- ・ 亀岡市まちづくり協働推進委員会
- ・ 亀岡市子ども・子育て支援会議
- ・ セーフコミュニティかめおか 乳幼児の安全対策委員会委員
- ・ セーフコミュニティかめおか 防災対策委員会委員
- ・ 亀岡市上下水道事業経営審議会
- ・ 世界に誇れる環境先進都市かめおか協議会委員
- ・ かめおか環境賞選考部会
- ・ 保津川かわまちづくり推進協議会

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人亀岡子育てネットワーク
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	9,000	9,000
2 受取寄付金		
受取寄付金	50,000	50,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
亀岡市補助金	2,979,000	
亀岡市受託金	11,914,240	
京都府受託金	0	
民間受託金	0	14,893,240
4 事業収益		
保育サポート事業収益	550,000	
親学習支援事業収益	100,000	
チャレンジ事業収益	20,000	670,000
5 その他収益		
受取利息	6,000	
使用料収入	642,000	
管理費収入	0	648,000
経常収益計		16,270,240
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	11,200,000	
交通費	220,000	
法定福利費	990,000	
人件費計		12,410,000
(2)その他経費		
福利厚生費	16,000	
報償費	325,000	
研修費	20,000	
通信運搬費	295,000	
水道光熱費	0	
消耗品費	1,080,000	
印刷製本費	10,000	
資料図書費	160,000	
使用料・貸借料	1,296,000	
保険料	22,000	
修繕費	10,000	
諸会費	8,000	
管理費	0	
支払い手数料	1,500	
業務委託料	35,000	
その他経費計		3,278,500
事業費計		15,688,500

2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	20,000		
人件費計		20,000	
(2)その他経費			
支払い報酬	55,000		
法定福利費	65,000		
福利厚生費	10,000		
水道光熱費	0		
旅費交通費	0		
会議費	3,000		
消耗品費	50,000		
印刷製本費	30,000		
地代家賃	0		
保険料	11,300		
支払い手数料	60,000		
雑費	20,000		
諸会費	11,000		
その他経費計		315,300	
管理費計		335,300	
経常費用計			16,023,800
当期経常増減額			246,440
Ⅱ 経常費用			
当期正味財産増減額			246,440
前期繰越正味財産額			5,632,043
次期繰越正味財産額			5,878,483

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人亀岡子育てネットワーク
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	9,000	9,000
2 受取寄付金		
受取寄付金	50,000	50,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
亀岡市補助金	5,466,600	
亀岡市受託金	11,914,240	
京都府受託金	0	
民間受託金	0	17,380,840
4 事業収益		
保育サポート事業収益	550,000	
親支援の学習事業収益	100,000	
チャレンジ事業収益	20,000	
乳児等通園支援事業	432,000	
5 その他収益		1,102,000
受取利息	6,000	
使用料収入	642,000	
管理費収入	0	648,000
経常収益計		19,189,840
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	13,396,000	
交通費	220,000	
法定福利費	990,000	
人件費計		14,606,000
(2)その他経費		
福利厚生費	16,000	
報償費	325,000	
研修費	20,000	
通信運搬費	296,500	
水道光熱費	0	
消耗品費	1,197,245	
印刷製本費	10,000	
資料図書費	160,000	
使用料・貸借料	1,776,000	
保険料	26,855	
修繕費	10,000	
諸会費	8,000	
管理費	120,000	
支払い手数料	1,500	
業務委託料	35,000	
その他経費計		4,002,100
事業費計		18,608,100

2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	20,000		
人件費計		20,000	
(2)その他経費			
支払い報酬	55,000		
法定福利費	65,000		
福利厚生費	10,000		
水道光熱費	0		
旅費交通費	0		
会議費	3,000		
消耗品費	50,000		
印刷製本費	30,000		
地代家賃	0		
保険料	11,300		
支払い手数料	60,000		
雑費	20,000		
諸会費	11,000		
その他経費計		315,300	
管理費計		335,300	
経常費用計			18,943,400
当期経常増減額			246,440
Ⅱ 経常費用			
当期正味財産増減額			246,440
前期繰越正味財産額			5,878,483
次期繰越正味財産額			6,124,923